

令和4年2月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件(以下「甲事件」という。)

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件(以下「乙事件」という。)

5 口頭弁論終結日 令和3年10月25日

判 決

岐阜県大垣市

原 告 三 輪 唯 夫

岐阜県大垣市

10 原 告 松 島 勢 至

岐阜県大垣市

原 告 近 藤 ゆ り 子

岐阜県大垣市

原 告 船 田 伸 子

15 上記4名訴訟代理人弁護士

山 田 秀 樹

笹 田 参 三

小 林 明 人

井 上 卓 也

山 本 妙

20 岡 本 浩 明

見 田 村 勇 磨

安 藤 博

樽 井 直 樹

原 秀 一

25 清 水 勉

武 藤 糾 明

ほか

岐阜市藪田南2丁目1番1号

甲事件及び乙事件被告	岐	阜	県
同代表者知事	古	田	肇
同訴訟代理人弁護士	端	元	博
	伊	藤	公
	池	田	智
			郎
			洋

5

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

乙事件被告		国	
同代表者法務大臣	古	川	禎
同指定代理人	長	尾	武
	大	川	博
	高	橋	一
	坂	卷	剛
	武	藤	政
	加	藤	孝
	樋	口	翔
	阿	部	俊
	宮	城	卓
	嶺		翔
	栗	野	将
			彰

10

15

20

主 文

- 1 乙事件に係る訴えを却下する。
- 2 被告岐阜県は、原告らそれぞれに対し、55万円及びこれに対する平成26年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、原告らに生じた費用の3分の1と被告岐阜県に生じた費用の3分の1を被告岐阜県の負担とし、原告ら及び被告岐阜県に生じたその余の費用と被告国に生じた費用を原告らの負担とする。

5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告岐阜県（以下「被告県」という。）に対する請求

(1) 甲事件

10 被告県は、原告らに対し、それぞれ110万円及びこれに対する平成25年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 乙事件

被告県は、別紙物件目録1（別紙1）記載の情報を抹消せよ。

2 被告国に対する請求（乙事件）

15 被告国は、別紙物件目録2（別紙2）記載の情報を抹消せよ。

第2 事案の概要

1 本件のうち甲事件は、岐阜県警察本部警備部（以下「岐阜県警」という。）及び岐阜県警各警察署警備課（以下、岐阜県警と合わせて「岐阜県警等」ということがある。）が、原告らの個人情報を長年にわたって収集、保有し、大垣警察署警備課（以下「大垣警察」という。）の警察官がそれらの情報の一部を民間企業に提供したことにより、原告らの人格権としてのプライバシー等が侵害されたとして、原告らが、被告県に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償金110万円（慰謝料100万円及び弁護士費用10万円）の支払を求める（附帯請求は、不法行為の日である平成25年8月7日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定年5分の割合による遅延損害金）事案であり、乙事件は、原告らが、人格権としてのプライバシーに基づき、被告県に対し

20

25

ては岐阜県警等が保有する，被告国に対しては警察庁警備局（以下「警察庁」という。）が保有する，原告らの個人情報の抹消を求める事案である。

2 前提事実

以下の各事実は，当事者間に争いが無いが，後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる（以下では，「岐阜県」の表記は省略し，大垣市上石津町は「上石津町」と，大垣市上石津町上鍛冶屋は「上鍛冶屋地区」という。）。

(1) 当事者等

ア 原告三輪唯夫（以下「原告三輪」という。）及び原告松島勢至（以下「原告松島」という。）は，上鍛冶屋地区に住む男性であり，原告近藤ゆり子（以下「原告近藤」という。）及び原告船田伸子（以下「原告船田」という。）は，大垣市内に住む女性である（甲11ないし14）。

イ 弁護士法人ぎふコラボ（以下「ぎふコラボ」という。）は，平成25，26年当時，大垣市内に主たる事務所である西濃法律事務所，岐阜市内に従たる事務所である岐阜法律事務所を有していた弁護士法人である。

ウ 株式会社シーテック（以下「シーテック社」という。）は，中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）の子会社である。シーテック社は，平成25，26年当時，上石津町及び不破郡関ヶ原町において，風車発電機16基を設置する風力発電事業（以下「本件風力発電事業」という。）を計画していた。シーテック社は，大垣市内に設置した駐在所（以下「大垣駐在所」という。）において，平成25年7月に，本件風力発電事業に伴って必要となる土地の権利の確保等を目的とする地域対応グループを発足・活動させていた。（甲18，19，証人加藤）。

加藤廣（以下「加藤」という。）及び玉田次郎（以下「玉田」という。）は，平成25，26年当時，大垣駐在所で勤務し，上記地域対応グループに所属していた者である（証人加藤，同玉田）。

(2) 平成26年7月24日，大垣警察がシーテック社に対し，原告らの学歴，病

歴及び年齢等の個人情報等を漏洩した旨の新聞報道がされた（甲2の1, 2の2）。

5 (3) 名古屋地方裁判所裁判官は、平成27年3月12日、原告らの申立てにより、本件風力発電事業に関して、平成25年7月頃から平成26年8月頃までの間に大垣警察とシーテック社との間で行われた情報交換に関連して作成されたシーテック社保管にかかる議事録等を検証物として、シーテック社本店において検証（証拠保全）を実施し、別紙3のとおりの内容が記載された議事録原本のPDFファイル、情報交換において配布された資料、シーテック社が、原告らの活動に関して自ら収集し又は大垣警察から受領した資料の形状等を確認
10 した（以下、上記検証の対象となった第1回議事録ないし第4回議事録を合わせて「本件議事録」という。甲1、弁論の全趣旨）。

3 争点

(1) 甲事件について

15 ア 岐阜県警及び大垣警察が原告らの個人情報を収集、保有し、大垣警察がそれらの情報をシーテック社に提供した行為の違法性（争点1）

イ 原告らの損害（争点2）

(2) 乙事件について

ア 訴えの適法性（争点3）

イ 人格権としてのプライバシー権に基づく個人情報抹消請求の可否（争点4）

4 当事者の主張

20 (1) 争点1（岐阜県警及び大垣警察が原告らの個人情報を収集、保有し、大垣警察がそれらの情報をシーテック社に提供した行為の違法性）について

[原告らの主張]

ア 原告らの個人情報の収集、保有及び提供行為の実態について

25 (ア) 本件議事録の信用性について

玉田は、大垣警察とシーテック社地域対応グループとの間で行った情報

交換の内容を、大垣駐在所全体に回覧するとともに、シーテック社本社に報告するために本件議事録を作成した。したがって、本件議事録は、その性質上、正確性が求められるものといえる。また、本件議事録は、上記情報交換の出席者である玉田がその場で取ったメモを基に作成した素案に、
5 地域対応グループ所属の従業員が、インターネットで調べたことなどを補足し、資料として添付するなどして作成された、シーテック社の正式な社内文書としての様式に沿った文書であり、シーテック社内での決裁や確認を経ていることによれば、正確性を期すように作成されているといえる。加えて、本件議事録の内容についてみると、原告らの情報の真偽はともかくとして、上鍛冶屋地区の動きなどに関する記載が客観的事実と合致している。以上によれば、本件議事録は、大垣警察とシーテック社とのやり取りを概ね正確に記載したものといえ、信用できる（以下、第1回議事録ないし第4回議事録記載の大垣警察と地域対応グループとの間の情報交換を、それぞれ「第1回情報交換」ないし「第4回情報交換」といい、これら
10
15
15 を合わせて「本件情報交換」という。).

(イ) 本件情報交換の実態について

大垣警察は、第1回情報交換において、シーテック社に対し、原告らの情報を提供するとともに、本件風力発電事業に肩入れするかのようにして協力を依頼し、以降、3回にわたり、原告らについて、誇張し、又はシーテック社が予断や偏見を抱くような評価を伴う情報を小出しに提供し続けた。他方で、シーテック社も、第1回情報交換以降、原告らの情報を収集し、大垣警察に対して情報交換を持ち掛けて収集した情報を提供するようになり、その提供する情報量も増えていった。

このような本件情報交換の実態に加えて、警察庁及び岐阜県警が情報収集活動における協力者の存在を認めていることによれば、大垣警察は、第1回情報交換以前から、原告らが市民運動等の政府の施策に異を唱える活
20
25

動を行ってきたことに着目して同人らの情報やぎふコラボの情報を長年にわたって収集していたものであり、本件情報交換において、シーテック社の危機感をあおるとともに、公安警察に対するシーテック社の信頼を増幅させ、シーテック社を大垣警察における情報収集活動の協力者に仕立てる目的を有していたといえる。そして、本件風力発電事業に対する原告三輪ら上鍛冶屋地区住民の動向に危機感を抱いていたシーテック社は、本件風力発電事業を推進するために大垣警察に協力することが有益であると考へ、大垣警察の狙いどおりに、原告らの個人情報収集し、大垣警察に提供するようになった。

イ 人格権としてのプライバシーについて

行政機関が個人情報を集中的に管理し、容易に情報の整理、分析及び保有をすることができる現代社会においては、行政機関等の公権力が、個人情報をみだりに収集、保有及び利用（第三者への提供を含む。）することにより、個人の私生活における平穩が侵害され、個人が自由に自らの生き方を決定するという人格的自律が脅かされることになる。憲法13条は、人格権、すなわち個人の人格的利益を保護するための権利を保障しているから、自己に関する情報を公権力にみだりに収集、保有及び利用されない自由は、憲法13条が保障する人格権としてのプライバシーとして、法的保護に値するというべきである。

また、私事性や秘匿性が低い個人情報であっても、個人が自己の欲しない他者にはこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、このような情報がみだりに収集、保有及び利用された場合、憲法13条の核心ともいうべき、個人の人格的自律や人格の自由な発展が阻害されるというべきである。

以上より、個人は、憲法13条により、人格権としてのプライバシーとして、個人に関する全ての情報を承諾なくみだりに収集、保有及び利用されな

い自由を保障されているというべきである。

ウ 情報提供による人格権侵害について

(ア) 大垣警察は、本件情報交換において、シーテック社に対し、原告らに無断で、①原告らの氏名（別紙3の I f, I m, III o [符号は、別紙3記載のローマ数字及びアルファベットである。以下、同じ。] 等）、原告近藤の居住地（別紙3の I m）及び年齢（別紙3の I n）等の個人の特定に関する情報、②原告近藤及び原告船田の属性（別紙3の I n, III o）や原告船田の病状（別紙3の III p）に関する情報、③原告らの思想信条をうかがわせる情報（原告三輪及び原告松島について別紙3の I f, I l, III n。原告近藤について別紙3の IV m ないし IV p。原告船田について別紙3の III o。）、④その他原告らの私生活に関する情報（別紙3の I c, II l, III o, IV m, IV p）を提供した（以下「本件情報提供」という。）。

(イ) 上記①は、一般に、秘匿性が高いとはいえないと考えられる傾向もあるが、そのことによって要保護性が失われるわけではないし、様々な個人情報と個人を結びつけるために必要な情報である。したがって、大垣警察が、シーテック社に対し、上記①を提供したことは、原告らの他の個人情報の提供と相まって、原告らの人格権としてのプライバシー権の侵害を構成するというべきである。

また、上記②のうち、原告らの属性については、個人を特定するにとどまらないものであるから、大垣警察が、シーテック社に対し、これらの情報を提供したことにより、原告らの人格権としてのプライバシーが侵害され、その侵害の程度は上記①が提供された場合よりも大きいというべきである（特に、上記②のうち、原告船田の病状については、極めて私事性が高い情報である。）。

さらに、上記③は、公権力に情報収集されるかもしれないと知った個人が、憲法19条により保障されている権利の行使を控える潜在的な可能性

があるから、要保護性が高いといえる。また、上記④のうち、人間関係に関する情報や、法律相談を受けたといった情報は一般に私事性が高い。私事性、秘匿性が高い情報を収集された場合、プライバシー侵害の程度はより強度になるから、大垣警察が、シーテック社に対し、上記のとおり私事性、秘匿性の高い情報を提供したことにより、原告らの人格権としてのプライバシーがより強度に侵害されたというべきである。

(ウ) 大垣警察は、前記4(1)ア(イ)のとおり、原告らが市民運動等を行ってきたことに着目して同人らの情報を収集し、シーテック社を情報収集活動の協力者に仕立てるために、シーテック社に対して原告らの情報を提供した。警備公安警察が、個人の思想良心や表現の内容に着目して第三者に提供する情報に差異を設けると、個人に思想良心の自由（憲法19条）や表現の自由（憲法21条1項）が保障されているにもかかわらず、個人が思想良心を変えたり、表現を差し控えたりするなどの事態を招来するおそれがある。したがって、本件情報提供は、強い非難に値する行為というべきである。

(エ) また、シーテック社は、前記4(1)ア(イ)のとおり、大垣警察の狙いどおりに原告らの個人情報大垣警察に提供するようになったが、個人情報取扱事業者（令和3年法律第37号による改正前の個人情報の保護に関する法律2条5項）であるシーテック社が、法定の手続を経ることなく、個人情報を取得、利用し、第三者に提供することは違法となる。そうすると、大垣警察は、法令を遵守し法令違反を是正すべき警察組織であるにもかかわらず、私企業であるシーテック社に対し、具体的な法的根拠もないのに違法行為をするように積極的に唆し、実際に、シーテック社に違法行為をさせたというべきである。加えて、大垣警察は、シーテック社の危機感をあおるために、シーテック社が原告らに対して予断ないし偏見を持つような情報をあえて提供して原告らの別人格を作り上げており、作為的にプライ

バシー侵害に及んだものである。以上によれば、本件情報交換における大垣警察の情報提供の態様及び目的は悪質である。

5 (オ) さらに、大垣警察は、原告三輪及び原告松島が、シーテック社に対して自分たちの生活を守るために話し合いを求めていたにもかかわらず、対話の一方当事者である原告三輪及び原告松島を一方的に危険視し、シーテック社に対し、同社が両原告に対して予断ないし偏見を持つような情報を提供して、その危機感をあおり、対話の可能性を潰したものである。したがって、本件情報提供は、私的自治への過度な介入であって、到底許されるものではない。

10 エ 情報収集、保有による人格権侵害について

(ア) 大垣警察は、前記4(1)ア(イ)のとおり、長年にわたり、原告らが市民運動等を行ってきたことに着目し、原告らを対象として、様々な情報を収集、保有し、本件情報交換において、シーテック社から、原告三輪及び原告松島の思想信条に関する情報(別紙3のI g, I h)、原告松島の配偶者に関する情報(別紙3のII m)、原告近藤の中部電力株主総会における言動(別紙3のIV hないしj)などの情報を収集した。上記収集行為は、大垣警察の警察官の個人的な判断で行われたのではなく、岐阜県警の指揮命令の下、職務として行われたものというべきである。また、本件情報交換において提供された原告らの情報は、大垣警察が収集し、保有してきた原告らの情報

15

20 報の一部に過ぎず、岐阜県警は、長年にわたり、岐阜県警等において、民間事業者等の協力者から原告らの様々な情報を収集させ、これを集約して保有してきた。岐阜県警が本件情報交換によって集約した原告らの情報は、岐阜県警が保有してきた原告らの情報の一部に過ぎない(以下、岐阜県警等による原告らの情報の収集、保有を「本件情報収集等」という。)

25 (イ) しかし、原告らは、岐阜県警等によって自らの情報が収集、保有されることを許容していない。したがって、原告らは、本件情報収集等により、

人格権としてのプライバシーが侵害されたというべきであり、現在もなお権利侵害は継続しているから、その侵害の度合いも大きい。

また、原告らは、このような状態が続く限り、今後も不当に自らの情報を利用される危険に晒されることになり、生活の安全が脅かされ、正当な言論活動を委縮せざるを得ない可能性がある。個人には、憲法上、思想良心の自由や表現の自由が保障されていることを踏まえると、本件情報収集等は、到底許されるものではないというべきである。

オ 本件情報提供及び本件情報収集等の法律上の根拠について

警察による個人情報の収集、保有及び利用は、個人のプライバシーに関わる行政警察活動の一種であり、基本的人権を侵害するおそれがあるから、法律上の根拠がなければ行うことができないところ（法律の留保原則）、警察による上記活動に関する具体的な法律上の根拠はない。この点に関し、被告県は、警察による情報収集活動は、警察法2条1項に基づき適法である旨主張するが、組織規範である警察法2条1項は、法律上の根拠たり得ないと解される。仮に、組織規範のうち、規範としての明確性があるものに限り、行政活動の法律上の根拠になると解するとしても、警察法2条1項は、国民のどのような活動が公安警察による情報収集、保有及び利用の対象となるかを明確に規定していないから、結局、警察による個人情報の収集、保有及び利用の根拠となり得ない。

また、警察の活動は、憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない（警察法2条2項）から、警察の個人情報の収集等の活動が、常に公共の安全と秩序の維持に関するものであると安易に判断されるべきではない。原告三輪及び原告松島が本件風力発電事業に関連して行ってきた活動は、いずれも、公共の安全と秩序の維持を害するものとはいえないし、原告近藤及び原告船田は、第1回情報交換が行われた当時、本件風力発電事業と何ら関わりを持っておらず、本件風力発

電事業に関連して公共の安全と秩序の維持を害する存在ではなかった。それにもかかわらず、岐阜県警等は、公共の安全と秩序の維持のために必要であるかどうかを検討することなく、前記4(1)エ(ア)のとおり、原告らが市民運動等を行ってきたことに着目して原告らの情報を収集し、保有してきた。以上によれば、本件情報収集等は、警察法2条1項によって正当化されるものではない。

カ 被告県の主張に対する反論

被告県は、本件議事録記載の情報は、秘匿性に乏しく、プライバシーとして法的保護に値するものではない旨主張する。これは、本件議事録記載の情報は、原告ら自ら、公に知られる状態に置いたものであるから、プライバシーとしての要保護性が失われたという趣旨と解される。

しかし、そもそも、原告近藤の経歴については、過去に原告近藤自身が新聞記者の取材を受けて自らの経歴の一部を開示し、記事になったことがあるものの、具体的にどの情報が記事になったのかが証拠上明らかではなく、原告近藤が、自らの情報を公に知られる状態に置いたと認めるに足りる証拠はない。また、原告船田に関しても、自身の情報を公にしたことを認めるに足りる証拠はない。

他方で、原告三輪及び原告松島が過去に市民運動を行っていたことについては、ある程度公になっていたと解する余地がある。

しかし、原告らにとって、岐阜県警等により個人情報収集、保有され、シーテック社に提供されることは、これにより人格が脅かされるものであって決して許容することはできない。また、逮捕等の強制処分権限を有する警察による情報収集等の標的になることは、個人にとって、自らの行動や思想が国家権力に否定されているかのような印象を受け、人格的自律が脅かされるから、通常望まないものといえ、合理的に推認される個人の意思に反するものである。

以上によれば、仮に、原告らの承諾の下に公になったことのある情報があるとしても、それらの情報について原告らがプライバシーとしての利益を放棄したものとはいえない。

[被告側の主張]

ア 本件情報提供及び本件情報収集等の実態について

(ア) 本件議事録は、岐阜県警が作成した文書ではないため、その存在については不知。もともと、本件議事録は、正確な記録に基づくものではなく、玉田が個人的に受けた印象や、加藤及び玉田がインターネットで収集した情報も盛り込まれている可能性があり、決裁の過程で、シーテック社の意向に沿うように内容や表現が修正されるなどしている。以上によれば、本件議事録は、その正確性及び信憑性が深刻に損なわれており、信用性を欠く。

(イ) また、警察は、公共の安全と秩序の維持のために情報収集活動を行っているところ、その実態を明らかにした場合、今後の警察による情報収集活動に困難が生じ、公共の安全と秩序の維持に重大な影響が生じるおそれがあるから、本件議事録記載の内容及び岐阜県警等による原告らの個人情報の収集、保有及び提供行為の実態については、認否しない。

イ 人格権としてのプライバシーについて

争う。

個人に関するあらゆる情報がプライバシーとして法的に保護されるわけではない。プライバシーとして法的保護に値する情報は、個人の私生活上の事実に関するものであり、社会一般の人々の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合、その情報が取得、開示又は公表されると当該個人に心理的な負担や不安を覚えさせるなどのため、取得、開示又は公表を欲しないであろうと考えられるものであって、社会一般の人々にまだ知られていない情報である。

ウ 本件情報提供及び本件情報収集等の適法性について

5 (ア) 警察は、犯罪の予防、鎮圧等公共の安全と秩序の維持に当ることをその責務としている（警察法2条1項）。したがって、警察は、犯罪の捜査、公安を害する事態の鎮圧に加えて、これらの事態が発生する可能性がある限り、未然防止の観点から、情報収集活動を行うこともその責務である。そして、このような情報収集活動は、必要性、相当性及び妥当性があり、任意捜査の方法で行われる場合には、特別の根拠規定がなくても、警察法2条1項に基づき適法である。

10 ただし、前記4(1) [被告側の主張] ア(イ)のとおり、本件議事録記載の内容や、本件情報提供及び本件情報収集等の実態については、認否することができない。したがって、本件情報提供及び本件情報収集等の必要性、相当性及び妥当性について、具体的に主張することはできない。

15 もっとも、本件議事録記載の原告らの活動に関する情報についてみると、原告三輪及び原告松島は、過去に市民運動を行った際に自らその活動をマスコミに広報してもらうなどしたほか、風力発電について学ぶ勉強会のビラを新聞折込みの方法で配布していた。また、原告松島が平成26年にぎふコラボ友の会の役員になったことについては、会員にとって誰が役員であるかは一番の関心事であることを踏まえると、ぎふコラボ友の会の会誌に掲載されていたはずである。原告近藤は、自らの経歴や、過去に行っていた市民運動について、新聞記者の取材を受けて新聞報道されたことがあ
20 り、また市民運動における肩書を自身のブログに掲載していた。原告船田は、自身のツイッターにおいて、自らの体調について発信していたことがあるし、本件情報交換当時、ぎふコラボの事務局長を務めており、その役職の性質上、ぎふコラボ友の会の会誌にその肩書が掲載されていたと考え
25 られる。このように、本件議事録記載の原告らの活動等に関する情報は、いずれも、原告らが社会に向けて積極的にアピールしていたものであるか

ら、私事性及び秘匿性が高い情報であるとはいえず、少なくともその収集・取得の時点では、公に知られていたということが出来る。したがって、本件議事録記載の原告らに関する情報は、いずれもプライバシーとして法的保護に値するものではない。

5 なお、本件議事録記載の、「気配がある」(別紙3のⅡ1, Ⅲm, Ⅳb), 「頭もいいし、喋りも上手である」及び「やっかい」(別紙3のⅠn), 「事業も進まないことになりかねない」(別紙3のⅠo), 「一息ついた」及び「本腰を入れそうである」(別紙3のⅣm)などの文言は、事実の摘示ではなく、意見のたぐいである。

10 よって、本件情報収集等は、原告らの人格権としてのプライバシーを侵害するものではない。

(イ) 原告らの主張に対する反論

15 原告らは、警察による個人情報の収集、保有及び提供を、公共の安全と秩序の維持に該当すると安易に判断するべきではなく、岐阜県警等は、公共の安全と秩序の維持のために必要であるか否かを検討することなく、原告らの個人情報を収集し、保有してきた旨主張する。しかし、警察官の情報収集等の権限には裁量が認められているから(警察法2条2項)、その裁量権の逸脱濫用がある場合に限り、警察官による情報収集等の活動が、国家賠償法上、違法となる。ところが、原告らは、本件情報提供及び本件
20 情報収集等が裁量権の逸脱濫用に当たるかどうかに関し、何ら主張立証していない。

 また、原告らは、岐阜県警等が、原告らが市民運動を行ってきたことに着目し、長期間にわたり原告らの情報を収集し、保有していたと主張するが、全て推測にすぎず、この点に関する立証をしていない。

25 (2) 争点2 (原告らの損害) について

 [原告らの主張]

原告らは、前記4(1)[原告らの主張]ウ及びエのとおり、本件情報提供及び本件情報収集等によって人格権としてのプライバシーを侵害された。そして、収集、保有及び提供された原告らの情報の性質、本件情報提供及び本件情報収集等の態様等を考慮すると、原告らは、本件情報提供及び本件情報収集等により、多大な精神的苦痛を受けたというべきである。これを慰謝するための賠償金は、原告各人につき100万円は下らない。

また、原告らは、警察による監視から解放され干渉を受けることなく自らの信念に基づく表現活動を続けていくために、本訴訟の提起を余儀なくされたのであり、本件情報提供及び本件情報収集等により、原告各人につき弁護士費用として10万円を下らない損害を受けた。

[被告県の主張]

争う。

本件情報提供及び本件情報収集等は、前記4(1)[被告県の主張]ウのとおり、原告らの権利を侵害するものではなく、原告らに損害は生じていない。

(3) 争点3 (乙事件の訴えの適法性) について

[原告らの主張]

原告らは、警察庁、岐阜県警等が保有する原告らの情報は、全て違法に保有されていると主張するものであるから、抹消請求の対象となる情報は特定されているというべきである。また、本件議事録には、原告らの個人情報に明示的に記載され、さらに、大垣警察が原告らの個人情報を保有していることが推認される言動も記載されている。したがって、これらの情報は、大垣警察が収集し、保有しているものとして個別的に特定されているといえる。

[被告国の主張]

原告らは、警察庁が保有している原告らに関する一切の情報の抹消を求めており、結局、どの情報を抹消請求の対象とするのかが明らかではない。したがって、原告らの請求は、請求の趣旨及び原因によって特定されているとはいえない。

ず、不適法なものとして却下されるべきである。

(4) 争点4（人格権に基づく情報抹消請求の可否）について

[原告らの主張]

5 ア 人格権が侵害された場合、損害賠償請求だけではなく、差止請求もすることが
5 ができる。そして、個人情報収集されたことにより、人格権としてのプ
ライバシーが侵害された場合には、人格権としてのプライバシーに基づく差
止請求として、当該個人情報の抹消請求をすることができるというべきであ
る。

10 イ 岐阜県警等は、前記4(1) [原告らの主張] エ(ア)のとおり、長年にわたり、
原告らの個人情報を収集し、保有してきた。

また、警察庁を頂点とする公安警察の全国的な上意下達の組織構造等によ
れば、警察庁は、岐阜県警を含む各都道府県警備部等から、原告らの個人情
報を集約し、保有しているというべきである。また、国家公安委員長が、大
垣警察の警察官がシーテック社の担当者と会っていたとの報告を受けてい
ることによれば、警察庁が、本件議事録記載の情報を保有していることは明
15 らかというべきである。

原告らは、前記4(1) [原告らの主張] ウ及びエのとおり、個人情報を収集
されることにより、人格権としてのプライバシーを侵害された。この権利侵
害の状態は、違法に収集された個人情報が抹消されなければ除去されないとい
20 うべきであり、損害賠償による救済では不十分である。したがって、原告
らは、人格権としてのプライバシーに基づき、岐阜県警等及び警察庁が保有
する原告らの個人情報の抹消請求をすることができる。

[被告県の主張]

25 前記4(1) [被告県の主張] アのとおり、本件議事録記載の内容及び岐阜県警
等による原告らの個人情報の収集、保有及び提供行為の実態については、認否
することができないが、一般論として、岐阜県警の情報収集活動は適法であり、

適法に収集した情報の保有もまた適法である。また、前記4(1)[被告国の主張]ウ(ア)のとおり、本件情報提供及び本件情報収集等によって、原告らの人格権としてのプライバシーが侵害されたとはいえない。

したがって、抹消の必要性はない。

5 [被告国の主張]

人格権としてのプライバシー権は、その概念の多義性、内容の不明確性等から、憲法13条によって保障されるべき人格的利益としていまだ認められていない。したがって、人格権としてのプライバシー権は、仮に、不法行為法上の被侵害利益として一定の権利性が認められるとしても、情報の差止めや抹消等の一定の作為を求める具体的な権利として認められる余地はない。

仮に、人格権としてのプライバシー権に基づく情報の抹消請求が認められる余地があるとしても、原告らは、本件議事録の真実性や、警察庁が本件議事録記載の情報を収集し、保有していることについて、十分に立証したとはいえない。

15 また原告らは、警察庁が保有するという原告らの個人情報のうち違法と考える情報がどれか、その収集方法及び違法と考える理由について具体的に主張立証していない。

以上より、原告らの請求は失当であり、これが認められる余地はないというべきである。

20 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、前提事実のほか、以下の各事実が認められる。

(1) 原告らの経歴について

25 ア 原告三輪は、上鍛冶屋地区に生まれ育ち、昭和45年4月以降、現在に至るまで、養鶏業を営んでいる。また、原告三輪は、平成元年10月に、上石

津町内にゴルフ場が建設されることにより上鍛冶屋地区の自然が破壊されることを懸念し、ゴルフ場の建設に反対するため、「ゴルフ場を考える会」(のちに「鍛冶屋川を守る会」に名称を変更した。)を立ち上げて役員に就任し、署名活動、ハンガーストライキ、ビラ配り等の活動をし、大垣市と合併する前の上石津町の町会議員を務めたほか、ぎふコラボ所属の弁護士に委任して事務監査請求等を行うなどの活動を行ってきた(甲11, 弁論の全趣旨)。

原告三輪は、上記署名活動等において自分の氏名を出し、上記ゴルフ場の反対運動について新聞社に対して情報提供をしたことがある(原告三輪本人)。

イ 原告松島は、昭和59年6月から上鍛冶屋地区に居住し、同地区に所在する寺の住職を務めている。また、原告松島は、鍛冶屋川を守る会の事務局長として原告三輪と共に前記アのとおり活動を行ってきたほか、「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」、「長良川を愛する会」に入って活動を行ったり、福島原発事故による被災者の支援活動を行ったりしてきた。(甲12, 弁論の全趣旨)

ウ 原告近藤は、昭和52年1月から大垣市内に居住し、平成7年に亡夫らと共に「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げて同会の事務局長として活動してきたほか、産廃処分場の反対運動、原発問題、ぎふコラボ西濃法律事務所が中心となって毎年開催している「平和・人権・民主主義を考える西濃憲法集会」(以下「西濃憲法集会」という。)に関与するなどの活動を行ってきた(甲13, 弁論の全趣旨)。

原告近藤は、上記徳山ダム建設中止を求める会での活動や自身の経歴について、新聞記者から取材を受け、新聞記事になったことがある(原告近藤本人)。

エ 原告船田は、平成元年から大垣市内に居住し、平成2年以降、ぎふコラボの前身である西濃法律事務所の事務員として勤務し、平成12年1月から平

成26年3月までの間、ぎふコラボの事務局長を務めた。原告船田は、後記(2)のぎふコラボ友の会に専任し、クレジットサラ金被害者運動、外国人労働者の支援、西濃憲法集会の開催に尽力するなどしたほか、福島原発事故以降は脱原発運動に関与するなどの活動を行ってきた。(甲14, 弁論の全趣旨)

5 (2) ぎふコラボ及びぎふコラボ友の会について

ぎふコラボ友の会は、地域住民が参加するぎふコラボの後援組織であり、ぎふコラボと共に西濃憲法集会を開催するなどしている(甲14)。

ぎふコラボのホームページには、「地域の人々の基本的人権を守り、平和で民主的な社会をめざしています」などと記載され、「西濃憲法集会」及び「9条の会・おおがき」等のリンクが貼られている(甲1)。

10

(3) 本件情報交換の経過等について

ア シーテック社は、平成24年4月5日、本件風力発電事業計画を正式に表明した。

平成24年11月3日にシーテック社が上鍛冶屋公民館で開催した本件風力発電事業の説明会において、原告三輪は主に低周波の問題を、原告松島は主に景観の問題を指摘した。また、他の参加者も上記計画に対する問題点を指摘する質問をした。これに対して、シーテック社は、低周波被害は因果関係に関する医学的根拠が示されていない、景観については建設すると観光客が来るので地域の活性化につながるなどと回答したが、原告三輪はこれに納得しなかった。(甲12)

15

20

イ 原告三輪は、平成25年1月頃に実施された上鍛冶屋自治会総会において、本件風力発電事業により健康被害、自然災害及び獣害等が生じるおそれがあるため、1年をかけて風力発電について勉強会を行った上で、本件風力発電事業について賛否を決めることにしたいとの意見を述べた。上鍛冶屋自治会は、上記意見を賛成多数で承認し、風力発電について勉強会を実施する方針をとることに決定した。(甲11, 22)

25

ウ 上鍛冶屋自治会は、平成25年6月30日、風力発電による健康被害や自然環境への悪影響等の問題について各地で講演を行う武田恵世(以下「武田」という。)を講師に招き、風力発電について学ぶ勉強会を実施した。

原告三輪及び原告松島は、これに先立ち、『風力発電勉強会』ご案内」と題し、風力発電は「本当に人間に、環境にやさしいエネルギーなのでしょうか」、「まずは風力発電とはどういうものを勉強したいと思います」などと記載し、上記勉強会への参加を呼びかけるビラ(甲22)を、広報会を通じて、上鍛冶屋地区内の各戸に配布した。(甲22, 原告三輪本人, 原告松島本人)

エ 原告三輪が代表を務め、原告松島が事務局を務める自然エネルギーを考える会は、平成25年7月28日、武田を講師に招き、風力発電について学ぶ勉強会を実施した。

自然エネルギーを考える会は、これに先立ち、「風力発電勉強会」と題し、「風力発電についての基本的なことを勉強したいと思います」などと記載して、上記勉強会への参加を呼びかけるビラ(甲23)を、新聞折込みの方法で配布した。なお、このビラには、原告三輪の氏名並びに原告松島の氏名、住所及び電話番号が記載されている。(甲23, 原告三輪本人)

オ 原告三輪らが前記エの勉強会を開催したことは、平成25年7月31日付けの岐阜新聞で報道された(甲1)。

カ 平成25年8月7日、大垣警察署において、大垣警察の警察官2名(坂上警部, 前田巡查長)及び加藤, 玉田との間で、本件風力発電事業に関する情報交換が実施された(第1回情報交換)。上記情報交換の後、玉田は、別紙3の第1回議事録記載の内容の議事録を作成し、地域対応グループ長の加藤ほか4名による決裁がされた。(甲1, 証人玉田, 証人加藤)

キ 玉田は、平成25年8月8日、ぎふコラボのホームページを閲覧し、ぎふコラボの事務所案内及びぎふコラボ友の会のウェブページ、西濃憲法集会の

ビラを印刷し、第1回議事録と一緒に綴っておいた（甲1，証人玉田）。

ク 自然エネルギーを考える会は、平成26年1月26日、上鍛冶屋公民館と農村環境改善センターにおいて、風力発電について学ぶ勉強会を実施した（甲1）。

5 自然エネルギーを考える会は、これに先立ち、「『風力発電勉強会』ご案内」と題し、当該勉強会において風車発電機による被害に遭っている人物を招いて、その体験を聞く予定であることなどと記載して、上記勉強会への参加を呼び掛けるビラを、上鍛冶屋地区内の各戸に配布するとともに、新聞折込みの方法で配布した。なお、このビラには、原告松島の氏名及び電話番号が記載されている。（甲1，原告三輪本人）

10 ケ 原告三輪は、平成26年2月2日に実施された上鍛冶屋地区総会において、自治会長に選出された（甲11）。

また、上記総会において、本件風力発電事業のための測量に伴い、上鍛冶屋財産区の土地への立入りを認めるかについて決が採られ、反対27，賛成11で、反対することが決定された（甲11）。

15 コ 平成26年3月4日、大垣警察署において、大垣警察の警察官2名（坂上警部，前田巡查長），加藤及び玉田との間で、本件風力発電事業に関する情報交換が実施された（第2回情報交換）。上記情報交換の後、玉田は、別紙3の第2回議事録記載の内容の議事録を作成し、地域対応グループ長の加藤による決裁がされた。（甲1，証人玉田，証人加藤）

20 サ 原告船田は、平成26年4月18日、自身のツイッターにおいて、「仕事を少しお休みして、心のリハビリ中」などとの投稿をした。なお、原告船田は、自身のツイートを公開し、平成24年10月20日付けの投稿において「船田伸子さん（わたし!）」と記載している。（乙1の1，1の4，弁論の全趣旨）。

25 シ 上鍛冶屋財産区議会・上鍛冶屋自治会は、シーテック社に対し、平成26

年5月11日付け「要望書」を送付した。上記「要望書」には、上鍛冶屋財産区の山は一村総持ちになっており、関係者全員の同意を得なければ立ち入ることができないところ、前記ケのとおり、上鍛冶屋地区総会においてシーテック社の立入調査に反対することが決定されたことや、同地区住民が同意していないにもかかわらず、シーテック社が、無断で上鍛冶屋財産区の山に立ち入った上、杭を打ち調査を行ったことに対し、強く抗議するとともに、地域の崩壊を招く本件風力発電事業を即刻中止することを強く要望するなど記載されていた。上鍛冶屋自治会は、本件風力発電事業の中止を求めて、平成26年5月20日に大垣市長宛てに、同月21日に岐阜県知事宛てにそれぞれ嘆願書を提出した。(甲1、弁論の全趣旨)

これらの出来事は、平成26年5月21日付けの複数の新聞で報道された(甲1)。

ス 平成26年5月26日、大垣警察署において、大垣警察の警察官2名(横山警部〔警備課長〕、前田巡查長)及び玉田との間で、本件風力発電事業に関する情報交換が実施された(第3回情報交換)。上記情報交換の後、玉田は、別紙3の第3回議事録記載の内容の議事録を作成し、地域対応グループ長の加藤による決裁がされた。(甲1、証人玉田、証人加藤)

セ 地域対応グループ所属のシーテック社従業員は、平成26年5月28日、インターネットで原告近藤の写真を閲覧し、これを印刷した(甲1、証人玉田)。

ソ 自然エネルギーを考える会は、平成26年6月20日、武田を講師に招き、大垣市役所一之瀬支所において、風力発電について学ぶ勉強会を開催した。

自然エネルギーを考える会は、これに先立ち、「風力発電勉強会」と題し、自然破壊及び健康被害をもたらす風車発電機が必要なのか、風力発電とはどのようなものを勉強したいなどと記載し、上記勉強会への参加を呼びかけるビラを新聞折込みの方法で配布した。このビラには、原告三輪の氏名並びに

原告松島の氏名、住所及び電話番号が記載された。(甲1, 原告松島本人)
タ 原告近藤は、平成26年6月23日、西濃憲法集会のメーリングリストに宛てて、件名に「上石津に計画されているシーテック(株)の風力発電の件」、本文に、本件風力発電事業について、「上石津は『大垣市』です。知らん顔はできないのでは、と感じています」、前記ソの勉強会で講師を務めた武田の名前を川上ダム反対運動の際に知ったことなどを記載し、前記シの嘆願書等のファイルを添付して、メールを送信した(甲25, 26)。

チ 平成26年6月30日、大垣警察署において、大垣警察の警察官1名(前田巡查長)及び玉田との間で、本件風力発電事業に関する情報交換が実施された(第4回情報交換)。上記情報交換の後、玉田は、別紙3の第4回議事録記載の内容の議事録を作成し、地域対応グループ長の加藤による決裁がされた。(甲1, 証人玉田, 証人加藤)

2 争点1 (岐阜県警及び大垣警察が原告らの個人情報収集、保有し、大垣警察がそれらの情報をシーテック社に提供した行為の違法性) について

(1) 本件議事録の存否及び信用性について

ア 本件議事録の存否

本件議事録原本のPDFファイルがシーテック社本社に存在していたことによれば(前記前提事実(3))、本件議事録は存在するものと認められる。

イ 本件議事録の信用性

証人玉田の証言によれば、本件議事録は、本件情報交換の内容を大垣駐在所及びシーテック社本社に共有する目的で作成されたものであり、あえて虚偽の内容を記載する必要性のないこと、玉田は、本件情報交換の場においてメモした内容を基に本件議事録の素案を作成したことが認められる。これに加えて、本件議事録記載の内容が、客観的な事実経過に整合すること(例えば、別紙3のI cは、自然エネルギーを考える会が平成25年7月28日に風力発電について学ぶ勉強会を実施し、それが新聞報道されたこと〔前記1

(3)エ、オ] に、別紙3のII gは、原告三輪が平成26年2月2日に実施された上鍛冶屋地区総会において自治会長に選出されたこと〔前記1(3)ケ〕に、それぞれ整合する。) 並びに証人玉田及び証人加藤の証言とも矛盾しないことによれば、本件議事録は、できる限り正確に作成されたものと認められ、信用できる。

この点に関し、被告県は、本件議事録は正確性、信憑性を欠く旨主張する。確かに、証人玉田の証言によれば、本件議事録には、本件情報交換の場で玉田の受けた印象が記載された部分があると認められるほか、決裁の過程でシーテック社の意向で修正された部分が存在する可能性は否定できない。しかし、上記のとおりの本件議事録の作成目的を踏まえると、本件議事録に玉田の主観が記載され、シーテック社の意向が反映されているとしても、本件情報交換の具体的内容につき、事実と大幅に異なるような変更が加えられたとは考え難い。したがって、本件議事録は、正確性、信憑性を欠くものとまではいえず、この点に関する被告県の主張は採用できない。

(2) 本件情報提供及び本件情報収集等の法律上の根拠について

原告らは、警察による個人情報の収集、保有及び利用は、個人のプライバシーに関わる行政警察活動の一種であり、基本的人権を侵害するおそれがあるから、法律上の根拠がなければ行うことができない旨主張する。

しかし、警察は、犯罪の予防、鎮圧、捜査及び公共安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする(警察法2条1項)。したがって、警察は、犯罪発生後にその捜査、鎮圧をし、公安が害された後にその事態の鎮圧や、秩序の回復をする職責を有するとともに、これらの事態の発生前に未然に防止する方法を講ずることも責務に含まれる。そして、内乱や暴力的破壊活動等、警備警察の対象となる犯罪や公安を害する事態は、いったん発生すると、公共安全と秩序に重大な危害を及ぼし、発生後にその鎮圧及び検挙に努めても、秩序の回復が容易ではない場合もありうるから、警察は、警察法2条

2項に抵触しない限度で、その発生の可能性がある限り、万が一の事態に備えて任意捜査の方法により情報収集するなどして、その発生を予防する手段を研究し、準備しておくこともその責務に含まれると解するのが相当である。

そして、警察によるこのための情報収集等の対象にプライバシーなどの個人情報が含まれることがあるとしても、上記警察の責務に照らせば、法律上、明文の根拠規定がないことをもって、直ちに国家賠償法上違法であるということとはできない。

そこで、本件情報提供及び本件情報収集等の国家賠償法上の違法性については、以下のとおり個別具体的に検討を行うこととする。

(3) 本件情報提供の国家賠償法上の違法性について

ア(ア) 大垣警察は、シーテック社に対し、第1回情報交換において別紙3のI c, I f, I l ないし o, 第2回情報交換において別紙3のII J ないし l, 第3回情報交換において別紙3のIII m ないし q, 第4回情報交換において別紙3のIV l ないし r のとおりの発言をし、原告らの情報を提供した(本件情報提供)。なお、被告県は、本件議事録記載の、「気配がある」(別紙3のII l, III m, IV b), 「頭もいいし、喋りも上手である」及び「やっかい」(別紙3のI n), 「事業も進まないことになりかねない」(別紙3のI o), 「一息ついた」及び「本腰を入れそうである」(別紙3のIV m) などの文言は、事実の摘示ではなく、意見のたぐいである旨主張する。しかし、これらは、一定の事実を評価した結果の発言であるといえ、原告らの個人情報を含むものと認められるから、この点に関する被告県の主張は採用できない。

(イ) 大垣警察のシーテック社に対する本件情報提供で提供された上記情報の内容は、原告三輪及び原告松島が本件風力発電事業に関連して行っている活動に関する情報(別紙3のI c, II l), 原告三輪, 原告松島及び原告近藤の本件風力発電事業に関連する今後の活動の予測に関する情報(別紙

3のI n, I o, III mないしq, IV m, IV q, IV r), 原告三輪, 原告松島及び原告近藤が過去に関与した市民運動に関連する情報(原告三輪及び原告松島に関し別紙3のI f, I l [前記1(1)ア, イのとおり, 原告三輪及び原告松島が, ゴルフ場の建設に反対するため, 鍛冶屋川を守る会で活動するなどしていたことを踏まえると, 上記情報は, 原告三輪及び原告松島が過去に関与していた市民運動に関連する情報であると認められる。]), 原告近藤に関し別紙3のI m, IV oないしq [前記1(1)ウのとおり, 原告近藤が, 徳山ダム建設中止を求めて, 徳山ダム建設中止を求める会で活動するなどしていたことを踏まえると, 上記情報は, 原告近藤が過去に関与していた市民運動に関連する情報であることが認められる。]), 原告らとぎふコラボとの関係性を示す情報(別紙3のI l, II j; II k, III o, IV m), 原告近藤及び原告船田の私生活に関連する情報(原告近藤に関し別紙3のI n, 原告船田に関し別紙3のIII p)である。

ところで, 憲法13条は, 国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり, 個人の私生活上の自由の一つとして, 何人も, 個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有するものと解される。そして, このような利益又は権利は, 人格権の一つであるプライバシーとして, 不法行為法上, 法的保護に値するといえることができる。そして, 原告らが, 公的な立場にない私人であることを踏まえると, 本件情報提供で提供されたこれらの情報は, いずれも, 原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものといえ, 自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報であると認められるから, 原告ら個人に関するプライバシー情報であると認められる。したがって, 上記のプライバシー情報は法的保護の対象となり, 原告らは, これらの情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する。

(ウ) そこで, 以下では, 原告らのプライバシー情報の提供が, 国家賠償法上,

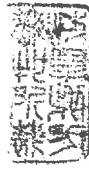
違法性を有するかを検討する。

行政機関がその職務において収集したプライバシー情報を、当該個人の承諾なく第三者に提供することは、プライバシー情報が憲法13条で保障されている個人の人格的利益に結びつくもので取扱い方によっては個人の人格的利益を損なうおそれのあることに照らせば、正当な理由のない限り、国家賠償法上違法であると判断するのが相当である。そして、その正当な理由の有無の判断に当たっては、本件情報提供の目的、必要性及び態様、提供された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質等の事情を総合考慮する必要がある。

イ 本件情報提供の目的について

大垣警察が、シーテック社に対し、本件風力発電事業の事業概要情報を必要としている旨の連絡をして本件情報交換を持ち掛けたことに加えて（別紙3のI b）、第1回情報交換において、大垣警察が、シーテック社から本件風力発電事業の工事概要や工期等の説明を受け（別紙3のI i）、シーテック社に対して環境アセスメントの進捗状況について質問をしていること（別紙3のI j）によれば、大垣警察は、本件情報交換において、本件風力発電事業の事業概要情報及び進捗状況等を把握する目的を有していたことが認められる。

もともと、大垣警察は、シーテック社に対し、第1回情報交換において、原告三輪、原告松島及び原告近藤がぎふコラボと連携することにより、大々的な市民運動を展開することを回避したいと考えており、今後も情報をやり取りすることによって、平穏な大垣市を維持したいので協力してほしい旨述べ（別紙3のI o, I p）、以降、3回にわたる本件情報交換において、シーテック社から本件風力発電事業の事業概要情報及び進捗状況等に関する報告を受けるよりも、むしろ、原告三輪及び原告松島を含む上鍛冶屋地区の本件風力発電事業に関する動向等（別紙3のII fないしm, III eないしk, m



ないし o, IV d ないし g) や, 原告近藤及び原告船田の動向等 (原告近藤について別紙 3 の IV h ないし r。原告船田について別紙 3 の III o, III p) に関する情報交換を行っている。また, 本件議事録のうち, 第 1 回議事録の会議名として「大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について」との記載が, 第 4 回議事録の会議名として「上鍛冶屋と近藤ゆり子の新たな動きについて」との記載があり (甲 1), 本件情報交換において, 原告らの本件風力発電事業に関する動向等が主たる話題とされていたことがうかがわれる。

以上の本件情報交換の内容及び経過によれば, 大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ち掛けた主たる目的は, 本件風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより, 原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつたと認めるのが相当である。そして, 本件情報提供も, 同様の目的によって行われたものと認めるのが相当である。

この点に関し, 原告らは, 大垣警察は, 本件情報交換において, シーテック社の危機感をあおるとともに, シーテック社の公安警察に対する信頼を増幅させ, シーテック社を大垣警察における情報収集活動の協力者に仕立てる目的があつた旨主張する。大垣警察は, 本件情報交換において, シーテック社に対し, 例えば, ぎふコラボ友の会上石津支部の会員が交代で同役員を担当しているのに (原告松島本人), 原告三輪と原告松島が交代でぎふコラボ友の会の役員を担当しているとの情報を提供し (別紙 3 の II k), 原告三輪及び原告船田は年に一, 二度事務所で会う程度の関係であるのに (原告船田本人), 同人らが強くつながっているとの情報を提供する (別紙 3 の III o) などしており, その提供する情報の中に不正確な情報があつたことが認められる。これらの情報が, シーテック社の危機感をあおるものであつたかどうかについては措くとしても, 大垣警察が収集し, 保有していた原告らに関する

情報の内容、情報収集の方法及び収集の時期が必ずしも明らかではないことを踏まえると、大垣警察が収集し、保有していた原告らに関する情報そのものが不正確であった可能性や、意図せずに本件情報提供のとおりの経過となった可能性があることは否定できない。そうすると、大垣警察が、あえて誇張し、予断や偏見を不当に抱かせるような情報を提供することで、シーテック社を情報収集活動の協力者に仕立てる目的を有していたとまでは認めることはできない（もつとも、本件議事録から認められる本件情報交換の具体的内容を踏まえると、本件情報交換を契機として、原告らの活動についてシーテック社が関心を寄せ注視するようになることで、シーテック社から今後原告らに関する情報を入手することへの期待を、大垣警察が相当程度有していたことは推認できる。）。

ウ 本件情報提供の必要性について

原告三輪及び原告松島は、風力発電が健康や自然環境に悪影響をもたらす可能性があることを懸念し、本件風力発電事業を疑問視して、風力発電に関する勉強会を行うようになり（前記1(3)イ、ウ）、風力発電について学ぶ一連の勉強会において、風力発電による健康被害や自然環境への悪影響等の問題について各地で講演を行う武田や、風車発電機による被害に遭っている人物を講師に招くなどしている（前記1(3)ウ、ク、ソ）。加えて、原告らが、署名活動及びハンガーストライキ等の市民運動を過去に行ったことがあり（前記1(1)アないしエ）、市民運動に関する知識及び経験を有していることを考慮すると、上記勉強会等、原告三輪及び原告松島の活動をきっかけとして、上鍛冶屋地区住民の間で、本件風力発電事業に対し反対する意見が強まり、さらに原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性があることは否定できない。現に、上鍛冶屋財産区議会・上鍛冶屋自治会が、第2回情報交換後、シーテック社に対し要望書を、岐阜県知事及び大垣市長に対し嘆願書を提出していることによれば（前記1(3)シ）、上鍛冶屋地区の本件風力発

電事業を疑問視する活動が次第に活発化していったことが認められ、これに伴い、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に反対する活動が市民運動に発展する可能性も徐々に高まったとも考えられる。しかし、原告三輪及び原告松島は、上記のとおり、上鍛冶屋地区や上石津町一ノ瀬に住む地域住民向けに講師を招いて風力発電について学ぶ勉強会を行っていたにすぎず、それ自体、公共の安全や秩序の維持に危害を及ぼすものというには程遠い。また、シーテック社に対し要望書を、岐阜県知事及び大垣市長に対し嘆願書を提出する行為も、直ちに地域社会の公共の安全や秩序維持に影響を与えるものとは評価し得ない。

それに加え、原告近藤は、元々、本件風力発電事業に関連して何ら活動をしておらず、第4回情報交換前の平成26年6月23日当時、本件風力発電事業に関心を持っていたとはいえ、西濃憲法集会のメーリングリスト宛てに原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に関連する活動について情報提供をする程度の活動しか行っていなかった（前記1(3)タ）。さらに、原告船田は、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に関連する活動に何ら関与していなかった（原告船田本人）。

そうすると、少なくとも第1回情報交換の時点では、原告三輪及び原告松島の活動等をきっかけとして本件風力発電事業に対して反対する意見が強まり、さらに原告らが連携することにより大々的な市民運動に発展する可能性は、極めて低かったといえる。また、その後、原告三輪及び原告松島による上記活動が次第に活発化した事情を考慮してもなお、第2回以降の各情報交換の時点においても、原告らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえない。そうすると、上記状況の下で、大垣警察が本件情報提供を行う必要性があったとは認め難い。

エ 本件情報提供の態様について

大垣警察は、シーテック社に対し、自ら、情報交換を持ち掛け（別紙3の I b）、第1回情報交換において、原告三輪、原告松島及び原告近藤に関する情報を提供するとともに（別紙3の I c, I f, I l ないし o）、引き続き協力してほしいと依頼し（別紙3の I p）、それ以降の情報交換においても、シーテック社に対し、自発的に原告らの情報を提供している（別紙3の II j ないし l, III m ないし q, IV b, l ないし r）。

このような本件情報交換における大垣警察の言動によれば、大垣警察は、シーテック社に対し、積極的、意図的に、継続的に、原告らの情報を提供していたものと認められる。

10 オ 提供された原告らの情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

これらの情報は、原告らのプライバシー情報として法的保護に値するのは、前記2(3)ア(ア)のとおりである。これに対し、被告県は、原告らの活動に関する情報は、いずれも、原告らが、社会に向けて積極的にアピールしていた情報であり、プライバシーとして法的保護に値するものではなく、本件情報提供は原告らの権利を侵害するものではないなどと主張する。

確かに、プライバシー情報であっても、その者が自ら公開し、第三者に了知されることを当然の前提としていると合理的に解釈することができる場合には、かかる情報は秘匿性に乏しく、第三者にみだりに提供されたくないとの期待を有しているとは考え難い。したがって、このような場合には、特別の事情がない限り、プライバシー情報として法的保護の対象とはならないと解するのが相当である。そこで、以下、この点について検討する。

原告三輪及び原告松島が風力発電に関する勉強会を行ったこと（別紙3の I c）については、大垣警察が、新聞記事を閲覧し、シーテック社に対しその記事の内容の限度で情報提供したと認められるところ（前記1(3)オ）；かかる情報は、原告三輪及び原告松島が新聞を通じて地域社会に対し積極的に

発信した情報であると考えられるから、原告三輪及び原告松島が、自ら公開し、不特定多数の第三者に了知されることを当然の前提としていると合理的に解釈することができる。

5 他方で、原告三輪、原告松島及び原告近藤の過去の市民運動に関する情報や、原告近藤の経歴に関する情報については、同人らの証言によっても、同人らが関与していた過去の市民運動のうち、いかなる情報が過去に報道されていたのかが明らかではなく、大垣警察が収集し、保有していた情報の内容及び収集の時期も明らかではないことも踏まえると、原告らが市民運動に従事したことに伴いこれに関連する一定の情報を公表したとしても、この過去の
10 一事をもって、その後永続的に第三者にこれらの情報が提供されることまで当然に許容していたとはいえない。また、原告船田の病状については、自身のツイッターにおいて体調不良を示唆するツイートをしており、これを公開していた（前記1(3)サ）としても、直ちに広く第三者に了知されるわけではなく、また病気に関する情報は一般に秘密にされることが多いことを考慮
15 すると、上記事情をもって、原告船田が、自身の病状を第三者に了知されることを当然の前提としているとまでは推認することができない。原告船田のぎふコラボにおける肩書については、これが、ぎふコラボ友の会の会誌に記載されていたことを裏付ける証拠はない。

20 そうすると、この点に関する被告側の立証は不十分であるといわざるを得ない。したがって、別紙3のI cに係る情報を提供した点を除き、被告側の上記主張は採用できない。

カ 総合考慮

25 以上によれば、大垣警察は、シーテック社に対し、原告らの情報を提供する必要性があったとは認め難い状況であったにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したものであり、これにより、原告らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと

認められる。かかる情報提供が正当な理由に基づくものであるとはいえず、
本件情報提供は国家賠償法上違法である。

(4) 本件情報収集等の違法性について

5 ア(ア) 大垣警察は、シーテック社に対し、前記2(3)ア(ア)のとおり情報を提供
した（本件情報提供）から、その前提として、これらの情報を収集し、保
有していたものと認められる。なお、大垣警察からシーテック社に対して
提供された情報には、前記2(3)ア(ア)のとおり、評価を伴う事実も含まれて
おり、大垣警察は、これらの情報について、評価の前提となる情報を収集
し、保有していたと解するのが相当である。

10 また、シーテック社は、第1回情報交換において、原告らに関し、別紙
3のⅠg, h, m, 第2回情報交換において別紙3のⅡeないしh, 第3
回情報交換において別紙3のⅢeないしk, 第4回情報交換において別紙
3のⅣdないしjのとおり発言をし、大垣警察に対し、これらの情報を提
供した。そして、大垣警察が、本件情報交換を行った主目的が、前記2(3)
15 イのとおり目的であったことを考慮すると、大垣警察は、シーテック社
から提供された上記情報を保有していたものと認められる。

 なお、原告らは、上記情報は大垣警察が収集し保有していた情報の一部
であり、大垣警察だけではなく、岐阜県警等が、長年にわたり、原告らの
個人情報収集し、保有していた旨主張するが、本件では、大垣警察が収
20 集し、保有していた原告らの情報の内容、情報収集の方法及び時期すら明
らかではなく、原告らの上記主張に係る事実、本件全証拠によっても認
めるに足りず、この点に関する原告らの上記主張は採用できない。

 (イ) 以上を前提に、本件情報収集等が、国家賠償法上違法性を有するかを検
討する。前記2(2)のとおり、警察法2条1項に規定する警察の責務に照ら
せば、犯罪の予防もその主要な職責の1つであることは明らかである。し
25 たがって、警察による情報収集活動は、強制に及ばない任意捜査の方法に

よる限り原則として許容されると解すべきである。他方、警察法2条2項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやすくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」と規定していることに照らすと、
5 情報収集活動が、たとえ任意捜査の方法によった場合であっても、「憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる」などその権限を濫用することは許されないと解するのが相当であるから、本件情報収集等の警察による情報収集活動が国家賠償法上違法となるか否かは、収集、保有された
10 情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、本件情報収集等の目的、必要性及び態様等の事情を総合考慮して判断すべきである。
そこで、以下、検討する。

イ. 大垣警察が収集し、保有していた原告らの情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

15 (ア) 前記2(3)ア(イ)で述べたとおり、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由を有し、このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為法上、法的保護に値する。

(イ) 前記2(3)ア(イ)のとおり、大垣警察が収集し、保有していた情報については、プライバシー情報であると認められる。したがって、原告らは、これ
20 らの情報について、第三者にみだりに収集、保有されない自由を有する。
なお、プライバシーとして保護に値する情報ではない旨の被告側の主張を採用することができないことは、前記2(3)オで述べたとおりである。

(ウ) 次に、大垣警察が、本件情報交換において、シーテック社から、収集し、
25 保有した情報が、プライバシーに係る情報として法的保護の対象になるといえるか、検討する。大垣警察は、シーテック社から、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に対する活動に関連する情報（別紙3のII g ない

し i, III e ないし j, IV d ないし g), 原告近藤の中部電力株主総会における言動 (別紙 3 の IV h ないし j), 原告三輪及び原告松島が過去に関与していた市民運動に関連する情報 (別紙 3 の I g), 原告三輪及び原告松島に対する地域住民の評価に関する情報 (別紙 3 の I h) 及び原告松島の妻に関する情報 (別紙 3 の II m) を提供され, これらを収集し, 保有した。

原告らが, 公的な立場にない私人であることを踏まえると, 上記各情報は, 前記 2 (3) ア (イ) のとおり, 原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものといえ, 原告らに関するプライバシー情報であると認められる。したがって, 原告らは, 上記のプライバシー情報に関し, 第三者にみだりに収集・保有されない自由を有する。

ウ 本件情報収集等の目的について

大垣警察が収集し, 保有していた前記 2 (3) ア (ア) の情報 (シーテック社に提供した情報) については, 前記 2 (3) イ のとおり, 大垣警察が収集, 保有していた情報の内容, 情報収集の方法及び時期が明らかではなく, その目的も証拠上認定することができない。

他方で, シーテック社からの情報収集という点についてみると, 大垣警察は, 本件情報交換において, 前記 2 (3) イ のとおり, 主に, 本件風力発電事業に対する原告らの行動等の情報を収集することにより, 原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握することを目的としていた。したがって, 大垣警察は, 本件情報交換において, 上記目的の下, シーテック社から情報収集等を行っていたものと認めるのが相当である。

エ 本件情報収集等の必要性について

大垣警察が収集し, 保有していた前記 2 (3) ア (ア) の情報については, 前記 2 (3) イ のとおり, 大垣警察が収集, 保有していた情報の内容, 情報収集の方法及び時期が証拠上明らかではなく, その必要性の有無及びその程度について

も証拠上認定することができない。もっとも、このように本件情報収集等の目的及び必要性につき証拠上認定することができないとはいえ、上記ウで認定したシーテック社からの情報収集等の目的に照らせば、本件情報収集等の目的は、これに無関係であるとは考え難い上、原告らのこれまでの活動歴をも考慮すれば、前記2(2)で述べた警察の責務に照らし、本件情報収集等の必要性がなかったと認めることはできない。

また、本件情報交換におけるシーテック社からの情報収集等の必要性についてみると、前記2(3)ウのとおり、原告三輪及び原告松島が風力発電についての勉強会を行うようになったことに加えて、原告らが過去に市民運動等を行ったことがあり、このような活動に関する知識及び経験を有していたことを考慮すると、上記勉強会等、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に反対する活動をきっかけとして本件風力発電事業に対し反対する意見が強まり、さらに原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性が皆無とはいえない。そして、上鍛冶屋地区の本件風力発電事業に反対する行動が次第に活発化していったことに伴い（前記1(3)シ等）、原告三輪及び原告松島の本件風力発電事業に反対する活動が市民運動に発展する可能性が徐々に高まっていったものと解される。

もっとも、原告らは、過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、本件情報交換当時、本件風力発電事業に関し、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的な活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったと認めるのが相当である。しかしながら、仮に、上記のとおり原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。したがって、大垣警察としては、原告らが風力発電について学ぶ勉強会を行った旨の新聞記事を読み（別紙3のI c, 前記1(3)オ）、その事実を認識してからは、上記のような万

が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。

オ 本件情報収集等の態様について

大垣警察が前記2(3)ア(ア)の情報をどのように収集したかについては、前記
2(3)イのとおり、証拠上明らかではない。しかし、これらの情報は、一般人
が容易に知り得る情報であったとまでは認められないとはいえ、原告らが市
民運動に従事したことに伴いこれに関連する一定の情報を公表したことを
認めていること（原告三輪本人、原告松島本人、原告近藤本人）に加えて、
大垣警察が何らかの強制手段を用いてこれらの情報を収集したことは証拠
上窺われないことを踏まえると、本件情報収集等は任意の手段により行われ
たものであることが推認できる。

また、大垣警察がシーテック社から収集し、保有していた情報については、
任意の手段により行われたものであると認められる。

カ 総合考慮

以上によれば、大垣警察がシーテック社に対して提供した情報については、
その収集及び保有の必要性について否定することができない上、任意の手段
により行われたものであることを踏まえると、これらの行為が国家賠償法上
違法であるとまではいえない。

また、大垣警察が本件情報交換においてシーテック社から収集し、保有し
た情報については、本件風力発電事業に関連する原告三輪及び原告松島の活
動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があった
ことは否定できず、国家賠償法上違法とまではいえない。

- (5) なお、原告らは、本件情報提供及び本件情報収集等により、人格権に基づく
プライバシー侵害のほか、思想良心の自由や表現の自由及び表現行為人格権が
侵害された等も主張する。しかしながら、本件情報提供及び本件情報収集等に
係る具体的事情に照らしても、思想良心の自由や表現の自由が侵害されたとは

いえないし、表現行為人格権についてはその内容自体が不明確であるから、原告らの上記主張を採用することはできない。

3 争点2（原告らの損害）について

原告らは、必要性もないのに、大垣警察からプライバシーに係る情報を、積極的に、意図的に対立の相手方であるシーテック社にその情報を提供されたことにより、精神的な損害を被ったものと認められる。原告らは、その各本人尋問において、自らの情報が大垣警察からシーテック社に提供されたことを知り、口々に、嫌悪感を抱いたとか、憤りを感じたなどと述べており、これは、原告らが精神的な損害を被ったことの現れであると解することができる。

そして、大垣警察がシーテック社に対して提供した情報のうち、原告三輪、原告松島及び原告近藤の本件風力発電事業に反対する活動等、過去に関与した市民運動に関連する情報は、同人らの思想信条に関連する情報であるといえる。また、原告らとぎふコラボとの関係性に関する情報も、ぎふコラボが憲法や基本的人権に関心を持ち、憲法に関する問題点を取り上げる集会を行っていること（前記1(2)）を考慮すると、原告らが憲法に対する一定の関心を持つ団体と親和性があることを示す情報であるといえ、原告らの思想信条に関連する情報であると解するのが相当である。このような思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること（憲法19条）を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いものと解するのが相当である。また、原告近藤及び原告船田の私生活に関する情報も、前記2(3)オで検討した点を踏まえると、私事性及び秘匿性が高いものといえる。

そして、大垣警察は、上記のような要保護性の高い原告らの情報を、自ら第三者であるシーテック社に対して情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない。

このような、原告らの情報の性質及び本件情報提供における態様の悪質さ等に鑑みれば、その慰謝料額としては、原告各人につき50万円が相当である。

また、本件訴訟の内容に照らすと、被告県の不法行為と相当因果関係のある、弁護士費用は5万円と認めるのが相当である。

5 なお、上記損害は4回にわたる本件情報交換において大垣警察がした情報提供により発生したものであるから、これに対する遅延損害金の起算点は第4回情報交換が行われた平成26年6月30日とするのが相当である。

4 争点3（乙事件の訴えの適法性）について

10 原告らは、警察庁及び岐阜県警等が保有する原告らの情報は、全て違法に保有されていると主張するものであり、乙事件の訴えに係る請求は、特定されているというべきである旨主張する。

この点に関し、個人情報抹消請求は、被告らに対し、情報の抹消という作為を求めるものであるから、作為の対象が一義的に明確に特定される必要がある。即ち、原告において、抹消の対象となる情報を特定する必要があり、特定性を欠く
15 請求に係る訴えは不適法であると解される。

原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、乙事件の訴えに係る請求の内容では、被告らに対し求める作為の内容が特定されているということとはできない。

20 よって、乙事件に係る訴えは特定性を欠き、不適法である。

第4 結論

以上によれば、乙事件の訴えについては却下し、甲事件に係る請求については、被告県に対し原告らそれぞれに55万円及びこれに対する平成26年6月30日からの遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。

25 なお、仮執行免脱宣言は相当でないから、これを付さないこととする。

よって、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

鳥居俊一

5

裁判官

大村麻衣

10

裁判官

乙部華穂